

中小企業あきた

1 ものづくり補助金が商業・サービス分野等まで拡大！ 1
～ 1次公募開始される～

2 平成26年度 中小企業関係税制改正(概要)について 3

○会員組合探訪..... 4
○中小企業組合等支援施策情報..... 5
○組合相談コーナー..... 5
○景況レポート1月分 6

○話題の広場
中央会事業より..... 7
アラカルト..... 8
支援団体活動レポート..... 8
インフォメーション..... 9
組合ティールーム..... 10

3

MARCH.2014



TOPICS 1
トピックス SPECIAL FEATURES

ものづくり補助金が 商業・サービス分野等まで拡大！ ～ 1次公募開始される～



【公募説明会の様子】

2月17日(月)より中小企業者・小規模事業者が活用できる「平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」(ものづくり・商業・サービス補助金)の1次公募を開始しました。

本補助金は、試作品・新サービス開発・設備投資等による新しいチャレンジを支援するもので、ものづくり企業のみならず、商業・サービス業や建設業、運送業等非製造業分野まで拡大し、全業種が対象になりました。

なお、公募開始に併せて、2月20日(木)と2月28日(金)の両日、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、ものづくり・商業・サービス補助金の公募説明会を開催しました。

本会より補助事業の概要についての説明や、補助金申請書の書き方のコツについてアドバイスをいたしました。出席者からは、「補助金交付の時期」や「補助対象となる分野や経費について」など、活発な質疑応答が行われました。

本会では、秋田県内における地域事務局としてサポートしております。申請をお考えの方は、お気軽にご相談ください。

■新しいものづくり補助金の概要

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、試作品開発・設備投資等を支援します。

◎補助対象者：日本国内に本社及び開発拠点を現に有する中小企業者(事業協同組合等も含まれます)

◎補助対象要件：認定支援機関に事業計画の実効性等が確認され、以下の要件のいずれかを満たす者

①【ものづくり技術】

「中小ものづくり高度化法」に基づく11分野の基盤技術を活用した事業であること

<参考>「中小ものづくり高度化法」11分野

- ①情報処理 ②精密加工 ③製造環境 ④接合・実装 ⑤立体造形 ⑥表面処理
⑦機械制御 ⑧複合・新機能材料 ⑨材料製造プロセス ⑩バイオ ⑪測定計測

※詳細は下記ホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2014/0210Kiban_Shishin.htm

②【革新的サービス】

革新的なサービスの提供等を行い、3～5年の事業計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること

【ものづくり技術】、【革新的サービス】の両者ともに、どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関の確認を受けることが必要となります。

※ **認定支援機関** ……「中小企業経営力強化支援法」に基づき、中小企業に対して専門性の高い支援を行うなど、認定された経営革新等支援機関のことをいいます。

地元金融機関や本会など全国で約2万の機関が認定を受けています。具体名、連絡先等については下記地域事務局までお問い合わせください。

◎支援メニュー

1 成長分野型

補助上限：1,500万円

補助率：2/3

概要：「環境・エネルギー」「健康・医療」
「航空・宇宙」分野
設備投資が必要

2 一般型

補助上限：1,000万円

補助率：2/3

概要：設備投資が必要
(対象要件を満たす案件は、すべて申請可能)

3 小規模事業者型

補助上限：700万円

補助率：2/3

概要：小規模事業者で設備投資を伴わない

※なお、小規模事業者は、成長分野型及び一般型への応募申請も可能です。

※1～3いずれも下限額は100万円です。

◎応募件数：同一法人・事業者での申請は「成長分野型」「一般型」「小規模事業者型」を通して1申請に限ります。

◎募集期間：平成26年2月17日～5月14日(締切日は一次と二次に分かれています。)

一次締切り：平成26年3月14日(金)〔当日消印有効〕

二次締切り：平成26年5月14日(水)〔当日消印有効〕

※今回の公募では、一次締切り分は4月中、二次締切り分は6月中を目処に採択を行う予定です。

※必ず郵送により本会(秋田県地域事務局)あて送付してください。

公募要領等：本会ホームページからダウンロードできます。(http://www.chuokai-akita.or.jp/)

※申請書は、公募要領の注意事項をご確認のうえ、作成してください。

【申請書受付先・お問い合わせ先】

秋田県中小企業団体中央会 秋田県地域事務局 (☎018-874-9443)

〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館6階

ものづくり補助金ホームページ (http://www.chuokai-akita.or.jp/monozukuri)

平成25年12月24日に閣議決定された平成26年度税制改正の大綱の中で、組合・組合員企業の皆様に関する内容についてお知らせします。

①復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税の課税の対象となる事業年度について、平成27年3月31日までを、平成26年3月31日までに変更されます。また、復興特別所得税を法人税額から控除できる仕組みになります。

②交際費課税の特例措置の見直し

交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入する新たな措置が、平成26年4月より講じられます。

中小法人に係る損金算入の特例(平成25年4月1日以後開始事業年度の場合は800万円まで全額損金算入)については、上記の特例と選択した上、その適用期限を2年間延長します。

【適用期間：2年間(平成27年度末まで)】

③地方法人課税における偏在性是正措置

消費税率8%の段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して、新たに「地方法人税(仮称)」を創設し、その税収全額を地方交付税原資とします。

また、平成20年度改正において、臨時的措置として導入されている「地方法人特別税・譲与税」については、1/3の規模を法人事業税に還元されます。

①法人住民税法人税割りの引下げ

- ・都道府県税率 5.0%→3.2%
- ・市町村税率 12.3%→9.7%

(▲1.8%)

(▲2.6%)



- ②「地方法人税(仮称)」を創設(上記引下げ分相当：税率4.4%、課税標準は各課税事業年度の法人税額)し、その税収全額を交付税特別会計に繰入、地方交付税原資となります。

④中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(少額特例)は、取得価額30万円未満(合計300万円まで)の全ての減価償却資産(建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等)を対象に、全額即時損金算入を認める措置で、年間約43万社もの中小企業が利用しています。

中小企業におけるパソコン、経理事務ソフトウェアなど少額減価償却資産の投資の促進等を図るため、平成25年度末とされていた適用期限を2年間延長します。(WindowsXPのサポート期限が切れることに伴う中小企業のパソコン、ソフトウェア等の入れ替えニーズにも対応。)

【適用期間：2年間(平成27年度末まで)】

⑤生産性向上設備投資促進税制の創設

産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日、特許料の軽減措置等に係る規定については、平成26年4月1日から施行)～平成29年3月31日までの間に、生産性向上設備等に該当する先端設備(※1)又は生産ラインやオペレーションの刷新・改善(機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア)(※2)のうち、一定の規模以上(※3)のものを取得した場合には、その取得価額の50%(建物及び構築物については25%)の特別償却とその取得価額4%(建物及び構築物については2%)の税額控除との選択適用ができるようになります。

なお、平成28年3月31日までの間に取得等したのものについては、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却(即時償却)とその取得価額の5%(建物及び構築物については3%)の税額控除との

選択適用ができます。

- ※1・・・旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル
- ※2・・・事業者が通常作成する設備投資計画上の投資収益率が15%以上の設備
- ※3・・・取得する設備の種類毎に、取得価額の最低限度が定められています。

⑥所得拡大促進税制の見直し・拡充

給与等の支給額を増加させた場合の税額控除について、次の要件の見直しがあり、その適用期間が2年間延長されました。

雇用者給与等支給増加割合の要件が現行の5%以上から、

1. 平成27年4月1日前に開始する適用年度は2%以上
2. 平成27年4月1日～平成28年3月31日までの間に開始する適用年度は3%以上
3. 平成28年4月1日～平成30年3月31日までの間に開始する適用年度は5%以上に
変更されます。

【適用期間：4年間(平成29年度末まで)】

⑦印紙税の軽減措置の延長・拡充及び印紙税額の引き下げ

領収証等の「金銭又は有価証券の受取書」の印紙税額は、現在、記載金額が3万円未満であれば非課税ですが、非課税範囲が拡大され、平成26年4月1日から記載金額が5万円未満までが非課税になります(記載金額が5万円以上の印紙税額は従来通り)。

また、これまで契約金額が1,000万円を超える「不動産譲渡契約書」「建設工事請負契約書」については、印紙税の軽減措置が適用されていましたが、その措置が延長・拡充されます。

【適用期間：4年間(平成29年度末まで)】

会員組合探訪

風の松原セレモニー協同組合

■組合の紹介

風の松原セレモニー協同組合は、能代市・山本郡内の葬祭業に関連する異業種の中小企業が顧客ニーズにマッチしたサービスを構築することを目的に、平成11年8月に設立されました。

設立後は、教育情報事業等に熱心に取り組み、大手葬祭業者にはできないような、地域の実情に合ったきめ細やかなサービスの提供を目指してきました。

■主な事業の内容とその成果

大資本をバックに大型葬祭会館を持つチェーン店が相次いで地元に進出し、年々厳しさを増してきたことから、組合では、小規模でも地域に根ざした独自の葬祭執行がより可能となる会館の建設を目指して、調査研究並びに事業計画の検討等を行ってきました。その結果、今年2月に念願の葬祭会館が完成し、さらに、接客サービスの向上等、従業員教育の徹底を図るため、本会の組合活力向上事業を活用しています。

■今後の展開

佐藤理事長は、「今後は、新たな葬祭会館を組合の拠点として小規模でも温かいサービスを地域住民の目線で展開していきたい。」と述べており、本会でも積極的に支援していくこととしております。



【新たに建設された葬祭会館】

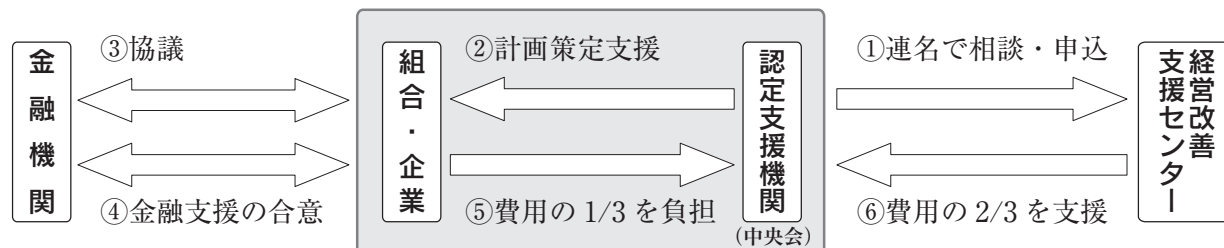
【組合の概要】

- 所在地 能代市字臥竜山39-5
- 代表理事 佐藤 善勝
- 出資金 10,000,000円
- 組合員数 5名
- 主な事業 共同受注、調査研究
- 成立年月日 平成11年8月19日

中小企業組合等支援施策情報

■認定支援機関による経営改善計画策定支援をご利用下さい(平成25年度補正予算)

金融機関への返済条件等を変更し、「売上げを増加させたい」「組合(企業)のビジョンを策定したい」「計画策定後も継続的にフォローアップをお願いしたい」等の課題解決を目指し、本会をはじめ国の認定を受けた専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画書を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、『総額の2/3』まで支援しますので、是非ご活用下さい。



対象事業者：借入金の返済条件等、財務上の問題を抱えている組合・企業

申請受付期間：平成26年度末まで

【お問い合わせ先】 秋田県経営改善支援センター(秋田商工会議所) ☎018-896-6153

■経営者保証免除特例制度をご活用下さい。(日本政策金融公庫 国民生活事業)

平成26年2月1日から「経営者保証に関するガイドライン」が適用され、日本政策金融公庫では、中小企業向けの経営者の個人保証を免除・猶予する特例制度について、積極的に対応しております。国民生活事業では、一定の要件を満たす場合に、経営者の保証を免除する「経営者保証免除特例制度」を取り扱っておりますので、ご活用をご検討下さい。

なお、ご利用にあたっては、公認会計士、税理士又は財務状況等の検証を行うことができる認定経営革新等支援機関の確認を受ける等いくつかの条件がありますので、事前にお問い合わせ下さい。

●特例の内容：保証人免除(借入にあたり、経営者の保証が免除されます。現在利用中の貸付についても、保証の免除を受けられます。)

※保証人免除を受けた貸付については、利率が0.3%上乘せされます。

※中小企業事業でも同様制度である「保証人特例制度」を取り扱っています。

【お問い合わせ先】 日本政策金融公庫 秋田支店 国民生活事業 ☎018-832-5641

中小企業事業 ☎018-832-5511

組合相談コーナー 剰余金処分案(損失処理案)の作成について

Q 決算書の作成にあたり、いつも指導して頂いている専門家から「剰余金処分案は必要無いのではないかと」言われたのですが、作らなくても大丈夫なのでしょうか。

A 平成18年に会社法が施行されたことにより、これまで株式会社等に作成が義務付けられていた「利益処分案」は制度として廃止されたことにより、平成18年5月期決算から株式会社等では利益処分案の作成が不要となり、それに代わるものとして株主資本等変動計算書の作成が必要になりました。

このことにより、協同組合等においても同様に「剰余金処分案」「損失処理案」の作成は不要であると勘違いされているケースが見受けられます。

しかし、中小企業等協同組合法第40条第2項で「組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書を作成しなければならない」と規定されており、各書類の作成が義務付けられています。

つまり、剰余金処分案(損失処理案)が添付されていない決算関係書類や、作成されていても主務省令で決められた内容が記述されていない場合は、法令及び定款違反となり、所管行政庁に提出しても受け付けてもらえませんので、ご注意ください。

なお、顧問税理士等に対する説明がうまくできない場合等は、本会の担当者が代わって説明しますので、お気軽にご相談下さい。

※なお、ご不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。

景況レポート

(1月分・情報連絡員80名)

建設関連、新車販売、家電販売が依然として好調

～コストアップ分の価格転嫁と収益の確保に課題～

【概況】前年同月と比較して、景況が「好転」したとする向きが25.0%(前月調査27.5%)、「悪化」が32.5%(同28.8%)で、業界全体のDI値は-7.5となり、前月調査と比較して6.2ポイント下回った。

内訳として、製造業全体のDI値は-15.6となり、前月調査と比較して6.2ポイント下回った。非製造業全体のDI値は-2.1となり、前月調査と比較して6.3ポイント下回った。

消費税増税前の駆け込み需要による民間投資や一般建築、新車販売、家電販売等が依然として好調に推移しているが、建設業では、大雪への対応や職人不足等による工期の遅れがみられ、製材業では、原木の入手が困難になっていることから、工場の稼働率の低下が見られる。

全体の景況DI値はマイナス桁台に止まっているものの、4月以降は、売上や受注の反動減も予想されることから、今後、コストアップ分の価格転嫁と、収益の確保が課題となる。(回答数：80名 回答率：100%)

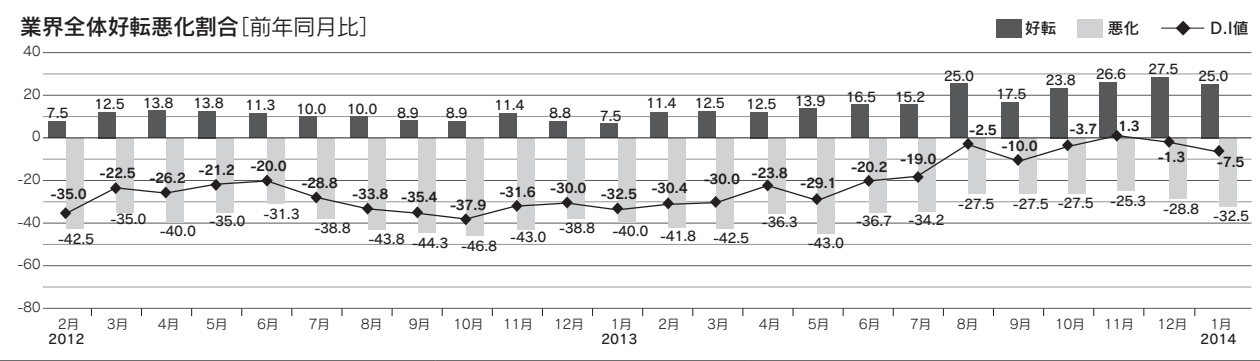
項目	業界の景況	売上高	販売価格	取引条件	資金繰り	雇用人員
業種	製造業	☁	☁	☔	☔	☔
非製造業	☁	☀	☁	☔	☁	☁

【凡例】

	快晴		晴れ		曇り		雨		雷雨
	30以上		10以上 30未満		△10以上 10未満		△30超 △10未満		△30以下

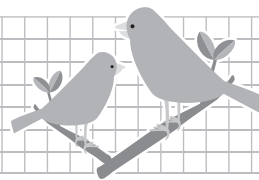
【天気図の見方】
前年同月のDI値をもとに作成しています。

※DI値とは、Diffusion Index (ティフュージョン・インデックス) の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。



業界の声

- 麺類製造** 原料価格・燃料価格が高騰している中、販売価格は依然として下落傾向にある。
- 繊維製品** 年明けから急に忙しくなった。当初のオーダー数よりも大幅に増産指示が出たり、追加企画の引き合いが増えたりする現象が起き始めている。昨年、秋冬物の店頭実績が奮わず仕入に慎重になっていたアパレルメーカーが、消費税増税を意識して企画を早めようとしているように感じる。
- 木材・木製品**
 - ・国産合板は値上がりが続いている。在庫量が少ない上、需要が旺盛だが、配送の遅れも目立ち、市場に混乱が見られる。特に、長尺合板が品薄状態にある。
 - ・全国的には木材単価が10～20%値上がりしているが、秋田県では現在不需求期であるため10%前後の値上がり率にとどまっている。原木の入手が困難なため需要に応じられず、工場の稼働率は低下している。
- プレカット** 消費税増税の影響により、1月以降、住宅関連の見積が若干低調となっている。4月までは現在の受注をこなし、前年以上の業績が見込めるが、それ以降については懸念がある。
- 機械金属** 各社とも受注額は前月比で若干増加しており、見積件数も前年同月を上回っている。春以降も順調に仕事を確保できそうだが、収益面ではまだ好転が感じられていない。
- 自動車販売** 1月の新車販売台数は、登録自動車が2,079台(前年同月比141.4%)、軽自動車が2,289台(同134.9%)で、合計4,368台(同137.9%)であった。4月から消費税増税による駆け込み需要と新型車効果を要因とした好調な売れ行きとなった。
- 石油販売** ガソリン1ℓあたり158円50銭で前月比1円30銭の上昇、軽油1ℓあたり142円40銭で前月比20銭の上昇、配達灯油は18ℓで1,916円と前月比19円の上昇と、ガソリンは5週連続、配達灯油は7週連続の値上がり。燃料価格は、原油の高止まりと円安で、今後も横這いの見込み。
- 家電販売** 消費税増税前の駆け込み需要からか、白物家電を中心にやや売上増加となっている。
- 一般建築** 公共工事が増加して忙しくなっているところに、除排雪が重なり、本来の工事に影響が出ると思われる。
- 電気工事** 依然として電気工不足の状況にあり、賃金の上昇が見受けられる。平成26年に入ってから、公共工事及び自然エネルギー関係工事の発注が増加している。



中央会事業より

平成25年度情報連絡員会議を開催

2月13日(木)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、平成25年度情報連絡員会議が開催され、38名が出席しました。

はじめに、秋田魁新報社の報道部長兼論説委員の泉一志氏を講師に、「新聞記事から分かる経済情報の捉え方」と題して講話が行われました。泉氏からは、秋田魁新報の記事を例に、最近のキーワードは「東南アジア」、「和食」、「人口減少」、「女性」であることや、トレンドを捉えて事業展開している県内企業の事例が紹介されたほか、「あきた経済」面を活用して無料で企業をPRしてはどうかとの提案がなされました。

また、意見交換では、情報連絡員から各業界の現状や課題等が報告され、価格競争の激化やコストアップにより業況が悪化している業界からは、「県内で製造された商品を買ってほしい。」等の意見が出されました。



【意見交換の様子】

組合活力向上事業を開催 ～ハミングカード協同組合～

平成25年11月25日(月)、同12月10日(火)、平成26年1月27日(月)の延べ3回にわたり、ハミングカード協同組合(星川由則理事長)では組合活力向上事業を開催しました。

組合では、ポイントカードシステムのリニューアルに伴い、各店に映像表示装置とデジタル技術を用いた広告媒体である「デジタル・サイネージ機能」が搭載されたカード端末を新たに設置し、来街者に最新の情報をリアルタイムに発信していくこととしています。そこで、各店がサービス情報や販促広告を独自で作成・表示し、個店の販売企画力の強化につなげる目的でこの事業を開催したものです。

研修会では、CG映像製作で実績がある株式会社ゼロニウム代表取締役の伊藤茂之氏を講師に迎え、デジタルサイネージのコンテンツ作成におけるポイントの解説や実習が行われました。伊藤氏は、「興味・関心を惹きつけ、こだわりや共感等感情への訴えかけを重視し、商品購入へと導くストーリー性をもった構成づくりが重要。消費者目線に立って見てみることを心掛けて。」と述べた上で、参加した組合員が実際に作成し、改善点等のアドバイスをを行いました。



【研修会の様子】

会計監査セミナー&消費税転嫁対策講習会を開催

本会では、2月6日(木)に横手市、2月7日(金)に秋田市、2月12日(水)に大館市において、会計監査セミナー及び消費税転嫁対策講習会を開催しました。

会計監査セミナーでは、監査の目的や監事の役割及び責任、監査手順や決算関係書類の監査方法について、重点的に解説が行われました。また、消費税転嫁対策講習会では4月の消費税増税に備え、業種に応じた適正な転嫁のための経営戦略について講習を行いました。

なお、会計監査のポイント及び留意点等については、以下のとおりとなっておりますので、参考にしてください。

<監事の責任について>

監事は、理事と同様に、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任があります(組合に対する損害賠償責任)。

<監査期間「4週間」について>

監査期間である4週間は、監査に十分な時間をかけて行うために、法に明確に規定されたものです。そのため、定款等で短縮することはできません。ただし、監査が終了した時点で監査期間は終了しますので、監査が1日で終了し、監事から監査報告書が提出されれば、「1日」に短縮されたことになります。



【セミナーの様子】



■創立40周年記念式典を開催 ～秋田電気工事協同組合～

2月7日(金)、秋田市の秋田ビューホテルにおいて、秋田電気工事協同組合(布谷博理事長)の創立40周年記念式典が盛大に開催され、組合員等約130名が出席しました。

当組合は、電気工事に係る資材を確保し、共同購買によるコスト削減を図る目的で昭和49年3月に設立され、近年では、秋田市内の防犯灯LED化事業の受注をきっかけに官公需適格組合の証明を受けるなど、先進的な取り組みを行っています。

記念式典に先立ち、日本笑い学会の人星亭喜楽駄朗氏を講師に「～人生60歳からがおもしろい～」と題して記念講演が行われました。

講演後に行われた記念式典では、布谷理事長の挨拶の後、来賓として本会高橋専務理事をはじめ、穂積秋田市長や国会議員から祝辞が述べられた後、40年の歴史の中で永年にわたり当組合に尽力してきた役員等が功労者として表彰されました。

引き続き、記念祝賀会が行われ、鳥井秋田市議会議員の乾杯で宴に入り、和やかな雰囲気の中で懇談され、盛会のうちに終了しました。

当組合では今回の記念式典の開催に際し、組合創立40周年記念誌『信頼と勇気』を発行し、40年の歩みを振り返り、今後も組合員一丸となって地域社会に貢献していく決意を新たにしています。



【記念式典の様子】

■6次産業化出前講座を開催 ～秋田県豆腐油揚商工組合～

2月1日(土)、秋田市の秋田キャッスルホテルにおいて、秋田県豆腐油揚商工組合(矢吹達夫理事長)を対象にした6次産業化出前講座が開催されました。

この講座は、秋田市が6次産業化人材発掘・育成研修事業(本会が委託実施機関)の一環として開催した事業です。

今回は、M. S コンサルティング代表の佐瀬道則氏を講師に迎え、「連携による中小企業の競争力強化策～農商工連携・6次産業化制度等の活用について～」と題して研修会を行いました。

佐瀬氏は、農商工連携と6次産業化の違いについて、「支援対象がそれぞれ違う。農林漁業者であれば6次産業化、商工業者であれば農商工連携を利用するなど、事業者によって使い分けることが大切である。また、いいモノを売るためには、マーケティング発想が不可欠である。」と述べ、農商工連携と6次産業化を進める際のポイントについて、自身が携わった事例を交えながら述べました。

本会では、組合員企業が農業者との連携により、新たな商品開発等による企業力の向上を目指して、農商工連携・6次産業化を推進しております。



【出前講座の様子】

支援団体活動レポート

平成26年度通常総会を開催 ～秋田県中小企業団体事務局協議会～

2月7日(金)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、秋田県中小企業団体事務局協議会(佐藤弘幸会長)の平成26年度通常総会が開催され、会員等25名が出席しました。

通常総会では、平成25年度の事業報告書及び収支決算書が承認されたほか、平成26年度事業計画及び収支予算が満場異議なく原案どおり可決決定されました。

また、任期満了に伴う役員改選が行われ、佐藤弘幸会長が再任されました。

引き続き、懇親会が開催され、和やかな雰囲気の中で歓談され、盛会のうちに終了しました。

当協議会では、今年度も引き続き、会員の資質向上や事務局職員同士の幅広い交流促進を図るため、研修会や事務局交流親睦会及び組合活性化のための情報提供等を積極的に実施していく方針です。



【通常総会の様子】

平成25年度第2回研修会・懇親会を開催 ～秋田県中小企業組合士会～

2月21日(金)、秋田市の第一会館本館において、秋田県中小企業組合士会(堀川深雪会長)の平成25年度第2回研修会・懇親会が開催され、33名が出席しました。

研修会では、年度末が近づいてきているこの時期にふさわしい内容として、「法人税の申告について」と題して、本会職員より説明がなされました。

法人税の税務申告書の作成上の留意点として、申告書作成の基となる決算関係書類が正しく作成されていること、数字の転記の際は記入ミスがないように慎重に行うことなど、詳しく解説がなされました。

引き続き、懇親会が開催され、秋田県中小企業団体事務局協議会佐藤会長の乾杯のご発声で宴に入り、和やかな雰囲気での懇談され、盛会のうちに終了しました。

なお、法人税の確定申告期限は事業年度終了後2か月以内です。3月決算の組合であれば、5月31日までとなっておりますので、ご注意ください。



【研修会の様子】

第2回研修会を開催 ～あきた食品振興プラザ～

2月19日(水)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、あきた食品振興プラザ(後藤一会長)の平成25年度第2回研修会が開催され、36名が出席しました。

今回の研修会は、食と農研究所代表の加藤寛昭氏を講師に迎え、「商品開発における差別化ポイントの見つけ方」と題して、講演を行いました。

加藤氏は、「商品開発を行う際は、競合品と徹底的に比較し、目指すべき方向を明確にすることが、差別化につながる。」と述べ、商品開発におけるポジショニングの重要性を述べました。

また、当日は、セミナーの会場で農業者との交流会も開催され、菌床しいたげや大根等生産物の展示やいぶりがっこの試食など、活発な交流や商談が行われました。当プラザでは、今後も新商品開発や販路開拓について、積極的に支援していく方針です。



【研修会の様子】

インフォメーション

「がんばる中小企業・小規模事業者300社」及び「がんばる商店街30選」が選定されました

経済産業省では、革新的な製品開発やサービス創造、地域貢献・地域経済の活性化等、様々な分野で活躍している中小企業・小規模事業者・商店街の取組事例を「がんばる中小企業・小規模事業者300社」及び「がんばる商店街30選」として選定しました。

本県からは、「がんばる中小企業・小規模事業者300社」に下記の1社が選定されました。

山崎ダイカスト株式会社美郷工場(美郷町 金属製品製造業)

<選定理由>

同社は、秋田県における「あきた自動車産業振興協議会」で幹事を務め、同県の自動車振興の旗振り役として自動車メーカーなどへの積極的な売り込み、地域企業を巻き込んだアッセンブリ試作と営業など率先して地域を牽引している。また、ホットチャンバーダイカストは高度なものづくり技術であり国内唯一である。

秋田県仙北郡美郷町中野字川原59(美郷工場) 代表取締役社長 山崎 博次

<http://www.yamazaki-dc.co.jp/>

詳しい内容については、中小企業庁のホームページでご覧いただけます。がんばる企業や商店街の事例を皆様の事業活動に是非ご活用ください。

【中小企業庁HP】 <http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131225005/20131225005.html>

【お問い合わせ先】 中小企業庁 創業・技術課 ☎03-3501-1816

中小企業庁 商業課 ☎03-3501-1929

組合役職員事務セミナーのご案内

本会では、事業年度末における事業報告書及び決算関係書類の作成や、通常総会の開催、定款・役員変更の手続き、税務申告等の事務手続きに関するセミナーを下記のとおり開催します。今回は4月1日から引き上げが決まっている消費税率変更に伴う注意点のほか、組合事務局において円滑な年度末事務手続きを行うためのポイントをご説明しますので、是非、ご参加下さい。

- 1 日 時 平成26年3月19日(水) 午後1時30分～4時30分
- 2 場 所 秋田市「ホテルメトロポリタン秋田 3階 ジュエルB」
- 3 開催内容 ①「組合関係税制のポイントと消費税率変更に伴う注意点」
講師：田口幹夫税理士事務所 所長 田口幹夫氏
②「組合事務手続きと留意点について」 講師：本会職員
※当日は、電卓と筆記用具を持参下さい。
- 4 受講料 1,000円(テキスト・資料代) ※当日受付にて拝受致します。
- 5 申込締切 平成26年3月7日(金)

【お申込み・お問い合わせ先】 本会工業振興課 ☎018-863-8701



組合ティールーム 秋田県製麺協同組合

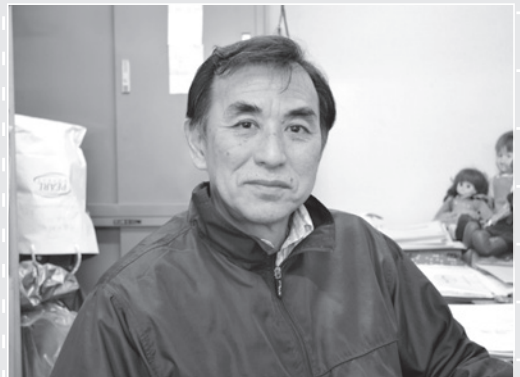
理事長 近藤 隆平 さん

○業界の現状について

当組合は、それまで継続していた工業組合を発展的に解散し、共同経済事業の実施による組合員の経済的地位の向上を目的に、平成7年に設立されました。

製麺業界の現状は厳しい状況です。原材料価格は近年値上がりが続いていますが、大手スーパーの価格競争の影響もあり、製麺業者が価格に転嫁できず、据え置きでの対応を余儀なくされています。

最近、県外の大手業者が台頭してきていますが、同じような商品であれば、ぜひ地元業者の商品を買っていただきたいと思います。



○理事長としての抱負について

組合員企業には利益を出してほしいと常に思っています。そのため、上部団体である全国製麺協同組合連合会の会議等に積極的に出席し、そこで得た情報を組合員にリアルタイムに提供しています。また、組合で行っている製麺用アルコールや食塩の共同購買事業では、安価でいい物を探して組合員に提供していきたいと思っています。

また、消費者には、もう少し「麺」について知っていただくことと、年越しそばのような「季節の食べ方」について情報発信することで、麺の消費拡大につなげていきたいと考えています。

○座右の銘について(普段心がけていること)

座右の銘は特にありませんが、「身の丈に合った企業経営」をいつも心がけています。また、「仕事の報酬は仕事」であると思っています。きちんとした仕事をすれば、その報酬は仕事として増えて返って来ます。

○趣味について

趣味は、スポーツ観戦とドライブ、旅行です。観戦するのはスポーツ全般です。その中でも特に、大学三大駅伝(出雲・全日本・箱根)やバスケット、アメフトなどを好んで観ます。また、車好きであるが故にドライブが好きであり、その延長で旅行も好きになりました。

平成26年度 本会通常総会開催(予定日)のご案内

- 日 時 平成26年6月11日(水) 午後3時30分から
場 所 秋田市「ホテルメトロポリタン秋田」(秋田市中通7丁目2-1)
※4月以降に開催される理事会で正式決定となります。

秋田流通サービス事業協同組合

(株)出羽運輸	里見運送(有)	合資会社塩喜運送
(有)川津商事	千歳運送(有)	(有)丸橋運輸
六郷小型貨物自動車運送(株)	姉崎商運(株)	(株)三ウラ産業
(株)仙建	豊商事運輸(有)	日通横手運輸(株)
(有)藤原運送	ヨコウン(株)	大曲小型貨物自動車運送(株)
角間川運送(株)	田沢湖運送(株)	十文字運送(株)
エコー運輸(株)	湯沢運送(株)	川連運送(株)
(株)岡部興業	(有)北国急行	(株)美郷運輸

※順不同

〒013-0001 秋田県横手市杉沢字中杉沢 592 番地の 3
TEL 0182-33-2561 FAX 0182-33-1299

総合物流サービス業

YOKOUN

ヨコウン株式会社

☎013-0072 秋田県横手市卸町 8 番 14 号 ☎0182-32-3667 Fax32-5672
http://www.yokoun.co.jp http://www.facebook.com/yokoun

官公需適格組合

『カデル』

秋田管工事業協同組合

理事長 高橋正男
副理事長 山岡緑三郎
" 本多秀文

秋田市山王臨海町3番18号
☎018(862)6161 / FAX 018(824)5685

リース・保険で 安心と安全をお約束



株式会社
北日本リース
TEL.018-883-1888 FAX.018-883-1822

株式会社
北日本ベストサポート
TEL.018-896-5080 FAX.018-896-5087

〒010-0967 秋田市高陽幸町8番17号岸ビル内



トワニー秋田

通商産業大臣認可50産第1784号
全日本葬祭業協同組合連合会加盟
秋田県葬祭業協同組合
〒014-0001 大仙市花館字常保寺91-3
TEL 0187-86-3530 FAX 0187-86-3531
ホームページ <http://www.towany.com>

葬祭・仏壇・仏具のご用命は
組合加盟店へどうぞ

[厚生労働省委託事業]

労働条件管理に関するご相談は

秋田県社会保険労務士会 中小企業相談支援センター

(秋田県最低賃金総合相談支援センター)へ!

まずはお電話ください ☎018-853-9061

相談は ◎電話・対面でのご相談：平日 9 時～17 時
無料です ◎専門家による訪問での相談にも応じます

※平成26年3月31日までの開設です

秋田市大町 3-2-44 大町ビル 3F



あきた安心リフォーム協議会
AKITA ANSHIN REFORM COUNCIL

第5回

春のリフォームフェア

入場
無料

◆日時：3月9日(日) 10:00～16:00

◆場所：秋田市にぎわい交流館AU 2階
展示ホール

秋田県内のゆるキャラ大集合

ブラウゴン・スギツチ
ポン太君・キリ子ちゃん・ツツドンと玉ちゃんも来るよ!

主催：協同組合 あきた安心リフォーム協議会

後援：秋田県、秋田市

出店：建設資材メーカー各社、会員各社、
エネルギー供給メーカーによるパネル展示、
4/1以降のリフォーム工事

・節税対策
・相続等
・助成金 } 相談コーナー

その他：「大きくなったら何になる」のコーナー、ピフォーアフターの写真
アンケートに答えると「ペーカリートラ」さんのパンをプレゼント

リフォームするなら安心マークのあきた安心リフォーム協議会で!

協同組合 あきた安心リフォーム協議会

☎018-865-1411

〒010-0921 秋田市大町2-6-29 URL <http://www.akita-anshin-reform.jp> E-mail anshin.reform@wit.ocn.ne.jp

あきた安心リフォーム協議会

検索

FAX 018-874-9241

For Earth, For Life
Kubota

野菜と暮らそう。



まごころと技術でこたえる・・・

株式会社 **秋田クボタ**

〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38
Tel: 018-845-2121 Fax: 018-845-6600

D I G I T A L S T R A T E G Y



デジタルネットワークでのアドバンテージ。

秋田活版印刷株式会社

〒011-0901 秋田市寺内字三千刈110-1 TEL.018-888-3500 FAX.018-888-3505

新型定期預金

マイハーベスト

安心・確実に増やしたい方へ、おすすめの定期預金です。

●販売対象●

個人のお客様を対象とします。

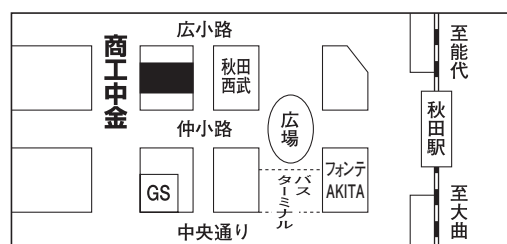
●預入方法●

- (1) 預入方法 一括してお預け入れいただきます。
- (2) 預入金額 50万円以上
- (3) 預入単位 1円単位
- (4) 預入限度額 ありません。

人を思う。未来を思う。

商工中金 秋田支店

〒010-0001 秋田市中通2-4-19 ☎ 018(833)8531



2014

3
Mar

中小企業あきた

平成26年3月1日発行 (毎月1日発行) 第646号

発行/秋田県中小企業団体中央会 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 ☎ 018-863-8701 FAX 018-865-1009

印刷/秋田活版印刷(株)

定価280円